

農業用水の節水にご協力ください

現在下久保ダム貯水量が低下しているため、取水制限が実施されています。そのため、農業用水として使える水の量が通常より制限されています。また、今後の状況によりさらに厳しい制限が実施される場合もあります。

皆さまには取水制限へのご理解と節水へのご協力をお願いします。

問合せ 経済観光課 農政担当
☎0495-77-0703
FAX0495-77-3915

「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します

人権擁護委員による人権相談を実施します。相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

日時 6月4日(火)

午後1時30分～4時

場所 神川町社会福祉協議会相談室
(就業改善センター1階)

問合せ 総務課 庶務担当
☎0495-77-2114
FAX0495-77-3915

イースタン・リーグ公式戦 埼玉西武ライオンズ対読売ジャイアンツ

プロ野球2024イースタン・リーグ公式戦「埼玉西武ライオンズ対読売ジャイアンツ」を下記の通り開催します。

日時 5月19日(日)

開場:午前11時 試合開始:午後1時
場所 ケイアイスタジアム(本庄総合公園市民球場)

問合せ 本庄市プロ野球等開催実行委員会 ☎0495-25-5677

憲法記念無料法律相談会

法律問題でお悩みではありませんか？弁護士が無料で相談に応じます。年1回の機会ですので、遠慮なくご来場ください。

日時 5月11日(土)

午前10時～午後1時

※受付は午後0時30分まで

場所 熊谷市立商工会館

申込 不要

問合せ 埼玉弁護士会熊谷支部
☎048-521-0844

住宅用火災警報器の設置調査を行います

全ての住宅で義務化となっている住宅用火災警報器の設置状況調査を行います。消防職員が無作為抽出によりお宅を訪問し、玄関先もしくはインターホン越しで聞き取り調査を行いますので、皆様のご協力をお願いします。

※住宅内へ入ることは一切ありません。
※不適正な訪問販売や電話勧誘等が増加しています。消防署や役所の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器の販売等を行うことはありません。これらの悪質な業者にはご注意ください。

期間 5月7日(火)～27日(月)

内容 ①住宅用火災警報器の設置の有無
②住宅用火災警報器を設置している場合は、設置場所と経過年数
③住宅用火災警報器の点検(作動確認)の有無と結果

問合せ

児玉郡市広域消防本部 予防課
☎0495-24-8392

充電電池は正しく捨てましょう

私たちの身の回りに充電電池を使った製品が増えています。充電電池は不適切な捨て方により、ごみ収集車やごみ処理施設において衝撃が加わった際に発火します。

充電電池は、乾電池等と一緒に有害ごみとして捨ててください(6月26日(水)収集)。また、有害ごみの収集日以外は、下記の窓口に回収容器を設置しています。適正な排出にご協力をお願いします。

【回収容器設置場所】

神川町役場防災環境課窓口
中央公民館
多目的交流施設

【正しい捨て方】

- ①製品から充電式電池を取り外す(製品部分は小型家電へ)
※取り外しが困難な場合は、無理に取り外したりせずそのまま出してください。
- ②金属端子部にセロハンテープやビニールテープを貼り、絶縁処理する



町ホームページ

問合せ 防災環境課 環境担当

☎0495-77-2124
FAX0495-77-3915
小山川クリーンセンター
☎0495-22-8200



神川町アピアランスケア事業

がんの治療による外見(アピアランス)の変化に対し、医療用ウィッグや胸部補整具を購入した費用の一部を助成します。

対象 医療用ウィッグ 30,000円
胸部補整具 20,000円

詳しくはホームページまたは保健センターにお問合せください。



町ホームページ
問合せ 保健センター
☎0495-77-4041
FAX0495-77-0550

5月1日～6月30日は「不正大麻・けし撲滅運動」期間です

大麻の使用は有害で、不正栽培・所持は犯罪です。また、「けし」には法律で栽培が禁止されている種類があります。特に大麻は「海外では合法化されているから害がない」などといった誤った情報が流布され、若年層への乱用の拡大が懸念されています。正しい情報を知り、自分の身を守りましょう。

大麻や栽培してはいけない「けし」を発見したら、本庄保健所までご連絡ください。

問合せ 本庄保健所
☎0495-22-6481



大麻草

けしの花

民生委員・児童委員、主任児童委員は地域の身近な相談相手です

【民生委員・児童委員】

- 地域住民の「見守り役」「相談役」
- 相談内容によって、関係機関への「つなぎ役」

【主任児童委員】

- 子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員

相談内容の秘密を守ることが法律上義務付けられているため、秘密が漏れることはありません。地域の民生委員・児童委員へ、安心してご相談ください。

【5月12日は、

民生委員・児童委員の日】

民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まっています。翌年の大正7年に大阪で「方面委員制度」が発足、昭和3年に方面委員制度が全国に普及し、昭和21年の民生委員令公布により名称が現在の民生委員に改められました。

問合せ 町民福祉課 福祉担当
☎0495-77-2112
FAX0495-77-2117

消費税のインボイス制度説明会

日時 5月14日(火)午後2時～4時

場所 本庄税務署 2階会議室

定員 20名(事前予約制)

※駐車場には限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。

問合せ 本庄税務署
法人課税部門☎0495-22-2112
個人課税部門☎0495-22-2114

地域振興施設「ありの実」運営管理者募集に関する公募型プロポーザルの実施について

「道のオアシスカミかわ内地域振興施設ありの実運営管理者募集」について、公募型プロポーザルを実施します。詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

問合せ 総合政策課 企画調整担当
☎0495-77-0701
FAX0495-77-3915

定額減税(源泉所得税関係)説明会

日時

- ①5月14日(火)午前10時～正午
- ②5月22日(水)午前10時～正午
- ③5月22日(水)午後2時～4時

場所 ①本庄税務署 2階会議室

②③埼玉県本庄地方合同庁舎

定員 ①20名 ②③各回50名

LINEによる事前予約制です。詳しくは特設サイトをご確認ください。

説明会と同じ内容の動画を配信します。パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

※駐車場には限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。

問合せ 本庄税務署 法人課税部門
☎0495-22-2112

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。